

処理事例 10 調査をしないこととしたもの

苦情申立て対象機関	都市整備部緑化公園課、土木部海岸課	
苦情申立ての内容	<p>大蔵海岸施設（公園）の指定管理者（㈱神戸新聞事業社明石支社）の公園を利用する市民に対する背信行為について</p> <p>①公園管理事務所ビル横の公園敷地の不正占拠・不正使用</p> <p>②公園の安全管理の怠慢・不作為（危険なバイクの公園内での走行禁止の徹底）</p> <p>③公園内の管理義務の欠如・怠慢な巡回</p> <p>明石市は目的に反する「指定管理者」の見直しをしなければならない。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンは、申立て内容を確認させていただきました結果、申立人が市民に対する背信行為として挙げておられるいずれの事項においても、申立人自身の具体的な利害関係が乏しいと判断しました。</p> <p>明石市行政オンブズマン設置要綱では、オンブズマンが調査の対象としない事項として、第11条第1項第2号に「苦情を申し立てた者が、苦情の申立て原因となった事実について利害を有しないとき。」と規定しており、今回の申立てはこれに該当するものと考えます。</p> <p>また、市が大蔵海岸公園の管理運営に指定管理者制度を用い、現在の事業者を指定管理者として選定し、大蔵海岸公園の管理運営を行っていることは、市の公園管理上の政策的な判断に基づくものであり、指定管理者の見直しについて、オンブズマンが調査することは妥当でないと考えます。</p> <p>以上のことから、今回の申立てについて、オンブズマンは調査を行わないことにしました。</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成20年（2008年）5月16日	要した日数
調査しない旨の通知年月日	平成20年（2008年）6月2日	17日間